

令和4年6月23日

経済産業大臣  
萩生田光一 殿

四病院団体協議会  
一般社団法人 日本病院会  
会長 相澤孝夫  
公益社団法人 全日本病院協会  
会長 猪口雄二  
一般社団法人 日本医療法人協会  
会長 加納繁照  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎學

## 医療機関における光熱費(電気・ガス・燃料)に関する要望

資源の乏しい我が国においては、電気等の燃料となる石炭や液化天然ガス等は輸入に頼らざるを得ず、その燃料が昨年9月頃から高騰し、それに比例して光熱費の値上がりが続いている。更にはロシアによるウクライナ侵攻、円安の影響等の複合的要因によって今後も光熱費の値上がりは必至の状況にある。

政府の関係閣僚会議にて節電要請が求められるなか、医療機関においても節電対策を行っているところであるが、夜間の照明削減や冷房の設定温度を見直すなど更なる節電対策を徹底し政府の要請に協力する。しかしながらその値上がりは想定を逸脱するものであり、本来であれば値上がり分は、サービスの受益者に価格転嫁を求めるべきであるが、病院等の保険医療機関においては、入院患者が使用する光熱費等が値上がりしたとしても、療養担当規則上、療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものと定められているため、別途入院患者から費用徴収は認められていない。また、今年の4月に診療報酬改定が行われたばかりであるが、今回の改定に係る中医協の議論においても光熱費の値上がりについて検討されておらず、値上がり分については現状、医療機関の持ち出しとなっている。

療養環境は、病状改善に欠かすことのできないものであり、医療機関は費用を持ち出してでも一定の療養環境を維持せざるを得ない。しかし、今後更に値上がりが続くと思われる状況において、個々の医療機関の対応には限界があり、喫緊の改善が必要である。こうした価格転嫁をできない診療報酬の特性上、補助金によって賄われることが現在の緊急的な対応策と考える。

また、厚生労働省事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」では、地方公共団体の判断により、臨時交付金の活用を検討することが考えられるとされているが、地方公共団体の判断に左右される。

令和2年の初頭から続く、新型コロナウイルス感染症に今もなお対応を続ける中で、光熱費の値上がり等による更なる問題は、医療提供体制にも大きく影響を及ぼすものであることから、可及的速やかな財政措置の充実を強く要望する。